

# 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事監査規程

平成17年4月1日  
17規程第8号

改正 平成22年4月1日22規程第19-5号  
改正 平成27年4月1日27規程第64号

## (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下、「通則法」という。）に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に係る監事監査（以下「監査」という。）に関する基本的事項を定める。

## (監査の目的)

第2条 監査は、研究所が法令に従い、適正かつ効率的、効果的な業務運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とする。

## (監事の基本的心得)

第3条 監事は、常に業務運営の実施状況を把握するとともに、監事の意見を形成するに当たってはよく事実を確かめ、公正不偏の態度を保持し、合理的判断を行うよう努めなければならない。

## (監査事項)

第4条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の状況
- (2) 研究所の意思決定の状況
- (3) 研究所による内部統制システムの構築・運用状況
- (4) 財務諸表の適正性
- (5) 会計監査人における会計監査の相当性
- (6) 会計監査人による会計監査の実効性を確保するための体制

## (監査の種類)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 監事は、毎年度1回、業務の執行状況及び会計の処理状況について、定期監査を実施する。
- 3 監事は、特定の事項について、必要と認めた場合は臨時監査を実施することができる。
- 4 監事は、毎事業年度当初に監査対象、監査項目、監査方法、監査実施時期等について当該年度の定期監査計画を策定し、理事長に通知する。

## (監査の方法)

第6条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

- 2 監事は、役員及び職員に対して業務に関する報告を求め、業務並びに財産の取得、処分及び管理の状況を調査し、並びに帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 3 役員及び職員は、監事の求めに応じ、必要な資料等を提出し、報告及び説明を行うなど、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(監事相互間及び関係組織との連携)

第7条 監事は、監事相互間の連絡を密にし、職務上知り得た重要な情報を共有するよう努めなければならない。

- 2 監事は、総務部及び戦略企画部と緊密な連携を保ち、内部監査及び業績評価の結果を活用するとともに、同結果について、関係各部から報告及び説明を求めることができる。
- 3 監事は、必要に応じ、総務課に特定の調査を依頼することができる。
- 4 監事は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うとともに、会計監査人からその監査結果について報告及び説明を求めることができる。

(監査職員)

第8条 監事は、理事長の承認を得て、研究所の職員を監査に関する事務に臨時に従事させることができる。

(監査報告の作成・提出)

第9条 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、理事長及び厚生労働大臣に提出する。

- 2 監査報告には、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成27年内閣府・厚生労働省令第4号）において記載しなければならないとされた事項のほか、別途、監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載することができる。
- 3 監査結果報告書は、原則としてこれを公表する。

(改善意見の提出等)

第10条 監事は、監査の結果により是正又は改善が必要であると判断した場合には、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

- 2 監事は、是正又は改善意見の措置状況を確認しなければならない。

(会議への出席及び意見の開陳)

第11条 監事は、運営会議、幹部会その他研究所の業務運営に関する重要な会議に出席し意見を述べることができる。

(監事に回付する文書)

第12条 次の各号に掲げる文書は、決裁後、原則として施行前に監事に回付しなければならない。

- (1) 理事長の決裁を要するとされている文書
  - (2) 理事が専決処理できるとされている文書
  - (3) 監事が特に指定した文書
- 2 次の各号に掲げる文書は、速やかに監事に回付しなければならない。
    - (1) 厚生労働大臣からの命令に関する文書
    - (2) 行政機関からの許認可等に関する文書
    - (3) 行政機関等から受けた重要な通達等の文書

- (4) 業務の運営に関する重要な報告、閲覧等の文書
- 3 監事は、前2項に掲げる文書について、役員及び職員に説明を求めることができる。

(監事に対する事故等の報告)

第13条 法令違反行為、業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事態が発生したとき及び業務運営に関する内部通報、外部告発等があったときは、役員及び職員は直ちに監事に報告しなければならない。

(不正行為等の報告)

- 第14条 監事は、通則法に基づき、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号。以下、「個別法」という。）若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実を認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 2 監事は、役職員から、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けたとき、又は通則法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

附 則（平成17年4月1日17規程第8号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22規程第19-5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第64号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。